

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）定款第3章に基づき、会員制度について必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 学会の会員の種別は、定款第6条第2項に基づき、正会員、賛助会員、名誉会員とする。

2 前項の正会員のうち、学生であるものを学生会員とすることができる。

3 当分の間、正会員は個人に限るものとする。

(入会金及び会費)

第3条 学会の会員は、定款第8条に基づき、以下の通り会費を納入しなければならない。ただし、定款第8条但し書きにより、名誉会員は会費を納めることを要しない。

一 正会員（学生会員を除く） 年会費 10,000円

二 学生会員 年会費 5,000円

三 賛助会員 年会費 30,000円

2 正会員（学生会員を除く）になろうとする者は、入会金として3,000円を納入しなければならない。

3 入会時に納入した年会費の有効期間は、入会承認日の後最初に到来する学会の事業年度の最終日までとする。

4 入会2年度目以降の年会費については毎年、10月末日までに、一括前納しなければならない。有効期間は、11月1日から翌年10月末日までとする。

(納付)

第4条 前条に定める入会金及び会費は、学会の指定する口座への振込またはクレジットカードにより納付するものとする。

2 前項に規定する入会金及び会費の振込に係る手数料は、会員の負担とする。

(会費等の返還)

第5条 定款第8条第2項に基づき、納入された入会金及び会費は、任意退会、除名等理由の如何を問わず返還しない。

(入会申込)

第6条 学会の正会員(学生会員を含む)となろうとする個人は、原則として本学会会員または理事1名以上の推薦を得て、学会のウェブサイトを通じる等の方法により、入会申込を行うものとする。

2 前項の入会申込については、担当理事の審査を経て特段の疑義がない場合には、仮承認とし、当該申込者に対して、第4条に定める入会金及び会費納入の案内を行うものとする。

3 学会の賛助会員となろうとする個人また団体は、学会のウェブサイトを通じる等の方法により、入会申込を行うものとする。

4 入会の正式な承認は、定款第7条に基づき、理事会が、審議を経て行う。

5 学会は、入会の審査に必要な場合において、入会申込を行った個人または団体に対して資料の提出を求めることができる。

6 本条第2項により仮承認を受け、入会金及び会費を納入した者が、本条第4項の理事会の審議にて不承認となった場合には、仮承認を取り消し、第6条の規程にかかわらず支払済の入会金・会費は返還する。

7 本条第1項において、一般社団法人産業保健法学会研究会会員は、本学会会員と読み替えることができる。

(入会の日)

第7条 会員(学生会員を含む)の入会日は、前条による入会申込を経て、学会が入会金及び年会費の納入を確認、登録した日とする。

2 賛助会員の入会日は、理事会で入会が承認された日とする。

(変更の届出)

第8条 会員は、その氏名または名称、住所、連絡先等、学会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに申し出るものとする。

2 会員が前項の変更届出を行わなかったことにより、不利益を被った場合、学会はその責任を負わないものとする。

(退会)

第9条 退会をしようとする者は、学会指定の退会申込書に必要事項を記入し、電子メールにて事務局に申し出ることにより、退会することができる。未納年会費がある場合は、退会後も学会に対する未納分の支払いを免れないものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の場合には会員の資格を喪失する。

- 一 退会の届け出をしたとき
- 二 年会費を2年以上納めなかったとき
- 三 学会の定款、規則等に違反し、または学会の名誉を傷つける行為を行う等の事由により、
弁明の機会を経て、社員総会で除名の決議がなされたとき
- 四 総社員が同意したとき
- 五 当該会員が死亡もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は2021年11月27日より施行する。